

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、PFI事業に係る実施方針の策定の見通しに関する事項を公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の 立地	実施方針を 策定する時期	担当
（仮称）長崎港元船 地区 PPP/PFI 事業	事業契約締結日から 令和50年3月 （予定）	・ 上屋の設計・工事・維持 管理業務 ・ 広場の設計・工事・維持 管理・運営業務 ・ 旅客ターミナルビル等 の指定管理業務 ・ 公有地活用業務	長崎県長崎市 元船町	令和9年10月頃 （予定）	長崎県土木部港湾課 電話：095-894-3057